

鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託 企画提案募集要領

1 公募の目的

住民等に対して鳥獣被害防止対策の適正な指導をすることができる人材を育成する「鳥獣被害防止対策に係る指導者育成研修」及び住民が主体となった野生鳥獣に強い集落づくりを進める「集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会」を行い、関係者の鳥獣被害防止対策に関する正しい知識や技術の習得・向上に資する。

については、本業務の実施に当たり、鳥獣被害防止対策に係る人材育成に関する優れた提案を募集するため、企画提案を実施の上、契約者を決定することとする。

2 委託業務の内容

仕様書による。

3 担当部局の名称及び問合せ先

- (1) 担 当 者：鹿児島県農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係 安水，馬場
- (2) 住 所：鹿児島市鴨池新町10番1号（郵便番号：890－8577）
- (3) 電話番号：099-286-3114（直通）
- (4) FAX 番号：099-286-5589
- (5) 電子メールアドレス：nouson-tyuusan@pref.kagoshima.lg.jp

4 参加資格要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営不振の状態〔会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。〕にない者であること。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がない者であること。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。

5 企画提案の募集期間

- (1) 方法
県ホームページにおいて公開
- (2) 期間
令和7年6月18日（水）から令和7年7月3日（木）午後5時まで

6 企画提案書等の提出場所

- (1) 提出場所
3に同じ。

- (2) 提出方法
持参又は郵便により提出すること（郵便により提出する場合は、配達を証明することができる郵便とすること。）
- (3) 提出期限
令和7年7月3日（木）午後5時必着
- (4) 提出書類
ア 応募書（様式第2号）
イ 企画提案書（任意様式）
ウ 費用見積書（任意様式）
エ 企画提案者の企業概要書（企業パンフレット又は企業パンフレットに類するものでも可）
オ 都道府県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
カ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書及び役員名簿（様式第3号）
キ その他必要な書類
- (5) 提出部数及び提出期限

提出書類	部数	提出期限
ア 応募書（様式第2号）	1部	令和7年7月3日（木） 午後5時必着
イ 企画提案書（任意様式）	6部	
ウ 費用見積書（任意様式）	6部	
エ 企画提案者の企業概要書（パンフレット等）	6部	
オ 納税証明書	1部	
カ 誓約書及び役員名簿（様式第3号）	1部	
キ その他必要な書類	6部	

- (6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (7) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

7 企画提案書

- (1) 企画提案書は任意様式とする。
- (2) 複数案の提出は認めない。

8 委託業務の企画提案項目・内容

- (1) 事業内容（仕様書に基づく具体的実施案）
- (2) 事業実施体制
- (3) 事業全体にかかるスケジュール等
- (4) 本業務の類似する又は参考となるような取組実績がある場合は明記すること。

9 企画提案時の注意事項

今回示した業務委託の内容以外に、10の(2)の予算額の範囲内で、事業目的を達成するために有効と思われる事項があればあわせて提出すること。

10 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積額を提示
- (2) 見積額（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、次に掲げる予算額の範囲内であること。
金額 3,353,809円

11 企画提案の審査

(1) 実施方法

前記 6～10により提出された企画提案書等の書類審査により実施する。

(2) 審査方法

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が、別紙に定める「企画提案書審査基準」に従って審査を行い、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の順位を定め、推薦委員会に報告し、契約者を特定する。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、問合せを行う。

12 審査結果

企画審査委員会の審査結果は、各提案者に対し電子メール等により通知する。なお、審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

13 業務委託内容の説明会の開催

実施しない。

14 質問の受付及び回答

本企画提案に関して質問事項があるときは、質問書（様式第 1 号）を提出し、回答を受けることができる。なお、電話、来訪等による質問は受け付けない。

(1) 提出場所

3に同じ。

(2) 提出方法

電子メール（添付ファイルは 5 MB以内とする）により提出

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 5 時まで

(4) 回答

質問書の回答は、令和 7 年 6 月 27 日（金）（予定）に質問者に対し電子メールにより回答し、併せて県ホームページに公開する。その回答は、本要領又は企画提案仕様書の追加又は修正とみなす。

なお、当方からの質問趣旨の照会、確認等についてもメールで行う。

15 提案の無効

(1) 前記 4 の参加資格要件を満たさない者がした提案は、無効とする。

(2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。

(3) 複数の企画提案書等を提出した場合、その提案者の全ての提案を無効とする。

(4) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案を無効とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限が適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) その他、不正な行為があった場合は無効とする。

16 その他

(1) 契約

推薦委員会において選出した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案に参加した者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。

ウ 提出書類は、返却しないものとする。

エ 提出された企画提案書の取扱いについては非公表とする。

オ 本業務の実施に当たっては、業務を総括する責任者を定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

カ 業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

17 スケジュール

令和7年6月18日（水）	企画提案の募集開始
令和7年6月24日（火）	質問受付期限
令和7年6月27日（金）	質問回答（予定）
令和7年7月3日（木）	企画提案書提出締切
令和7年7月16日（水）	審査結果通知（予定）
令和7年7月下旬	契約締結（予定）

(別紙)

鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託 企画提案書審査基準

項 目		審 査 内 容	配 点				
			劣 つて い る	やや い る 劣 つ て	標 準	優 れて い る	特 に 優 れて い る
1	実施 体制 等	業務遂行に必要な管理体制は、十分かつ適切なものとなっているか。	1	2	3	4	5
2		県との連絡調整方法は具体的かつ計画的であるか。	1	2	3	4	5
3	提案 内容 等	事業が円滑に進められるような適切なスケジュールになっているか。	1	2	3	4	5
4		【指導者研修】 受講者が、野生鳥獣の生態・習性や被害対策の手法を習得することができる内容となっているか。	1	2	3	4	5
5		【指導者研修】 受講者が、鳥獣被害防止対策について学習し、自らの業務等に取り入れることができる内容となっているか。	1	2	3	4	5
6		【指導者研修】 受講者が、ICTやGIS等の最新技術や、鳥獣被害対策機器について知り、地区住民等に対し普及することができる内容となっているか。	1	2	3	4	5
7		【指導者研修】 開催地域の地域的な特性や、鳥獣被害の現状を考慮した内容となっているか。	1	2	3	4	5
8		【集落ぐるみ研修】 受講者が、野生鳥獣の生態・習性や被害対策の手法を習得することができる内容となっているか。	1	2	3	4	5
9		【集落ぐるみ研修】 4回の研修を通して、受講者が上記8について体系的に学習することができる内容となっているか。	2	4	6	8	10
10		【集落ぐるみ研修】 カリキュラムが、①集落環境点検と②侵入防止柵・電気柵等の正しい設置方法についての内容となっているか。	2	4	6	8	10
11		【集落ぐるみ研修】 開催地域の地域的な特性や、鳥獣被害の現状を考慮した内容となっているか。	2	4	6	8	10
12	経 費	見積額の積算(業務の効率的な実施に関する工夫)は、的確(予算額を下回っている)であるか。	1	2	3	4	5
13	そ の 他	これまで類似事業を実施した実績は十分か。	1	2	3	4	5
14	評 価 合 計	本事業の趣旨や目的について、十分理解した提案となっているか。 ※関係者の鳥獣被害防止対策に関する正しい知識や技術の習得・向上に資するような効果的な内容になっているか。	2	4	6	8	10
合 計			90点満点				

(様式第 1 号)

質問書

(鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託)

住 所 :

法人等名 :

担当者名 :

電 話 :

F A X :

E - m a i l :

1 質問の内容

2 質問に対する回答

提出先

鹿児島県農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係

TEL : 099-286-3114 (直通) FAX : 099-286-5589

E-mail : nouson-tyuusan@pref.kagoshima.lg.jp

(様式第2号)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所 :

法人等名 :

代表者名 :

印

「鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託」企画提案に係る応募書

「鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託」企画提案について、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

関係書類

- 1 企画提案書 (任意様式)
- 2 費用見積書 (任意様式)
- 3 企業概要書 (パンフレット等)
- 4 納税証明書
- 5 誓約書及び役員名簿 (様式第3号)

(担当者)

部署名 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

(様式第3号)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
(ふりがな)
氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
- ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

役員等名簿

【商号・名称】

令和 年 月 日現在

[illegible]

鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託 仕 様 書

1 委託業務の名称

鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務

2 履行期限

令和8年2月27日（金）

3 業務の目的

住民等に対して鳥獣被害防止対策の適正な指導をすることができる人材を育成する①鳥獣被害防止対策に係る指導者育成研修（以下、「指導者研修」という。）及び住民が主体となった野生鳥獣に強い集落づくりを進める②集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会（以下、「集落ぐるみ研修」という。）を行い、関係者の鳥獣被害防止対策に関する正しい知識や技術の習得・向上に資することを目的とする。

4 業務委託の内容

(1) 対象者

① 指導者研修

市町村，県，JA及び農業共済職員 等

② 集落ぐるみ研修

地区住民，鳥獣被害対策実施隊員，市町村及び県職員 等

(2) 研修回数及び開催場所

① 指導者研修

ア 回 数：2回（1回当たり最低2時間以上）

イ 時 期：令和7年8月～令和8年1月までの期間

ウ 場 所：始良・伊佐地域 1回， 大島地域 1回

② 集落ぐるみ研修

ア 回 数：8回（1回当たり最低2時間以上）

イ 時 期：令和7年8月～令和8年1月までの期間

ウ 場 所：鹿児島地域 4回， 大隅地域 4回

③ その他

- ・ 開催場所は鹿児島県が手配する。また、各回の開催時間は、研修内容により決定する。
- ・ 研修はすべて対面形式で行うものとする。

(3) 定員

- ① 指導者研修
1回当たり 70 人程度
- ② 集落ぐるみ研修
1回当たり 30 人程度

(4) 研修内容

- ① 指導者研修
市町村、JA及び農業共済職員等が鳥獣被害対策に資する内容とすること。
- ② 集落ぐるみ研修
地区住民が鳥獣被害対策に効果的に取り組むことができる内容とすること。
また、最低限、以下の項目について実習を行うこと。
ア 集落環境点検
イ 侵入防止柵・電気柵等の正しい設置方法

(5) 研修の準備

- ① 実施要領の作成
受託者は、研修各回の具体的な内容を定めた実施要領を作成すること。
なお、受託者が作成した実施要領は、鹿児島県が4の(1)で示した受講対象者に対して参加案内を行う際に使用する。
- ② 事前作業
 - ・ 受託者は、鹿児島県が行った参加案内に対して申込みのあった参加者の取りまとめ及び参加者との連絡調整を行うこと。
 - ・ 受託者は、テキスト等の印刷及び研修会場までの運搬、機材の準備及び研修会場までの運搬等の研修準備を行うこと。
- ③ 会場運営
受託者は、研修会場に職員等を配置し、研修の運営を行うこと。

(6) 研修の実施

講師等は、研修計画に従い、研修の目的を理解した上で、受講者に分かりやすく講義や実習を行うこと。説明に当たっては、他の専門家を批判したり、特定の企業の製品のみ紹介したりするなど、公平性を欠くものとならないようにすること。

(7) 研修の評価

受託者は、研修終了後、受講者を対象にアンケートを実施することとし、このためのアンケート調査票を鹿児島県と調整の上、作成し、結果の集計・分析を行うこと。

また、アンケート結果の集計・分析は、各回の終了後2週間以内に鹿児島県へ提出すること。

5 業務報告書

受託者は、業務終了後、委託業務完了届及び業務報告書を紙媒体及び電子媒体で提出すること。

また、提出に当たっては、以下の資料を添付すること。

- ① 研修実施実績（開催地、開催会場、日程、受講者数）
- ② 研修会場ごとの受講者名簿（実績）及び研修実施体制表
- ③ 研修で使用した資料等（実施要領も含めること。）
- ④ 研修ごとのアンケート集計・分析結果

なお、電子媒体については、「Microsoft Word」又は「Microsoft PowerPoint」で編集可能なファイル（図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの。）及びPDF形式にてテキスト、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるものを提出すること。

6 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合、鹿児島県と協議の上で決定するものとする。